

## 情報倫理について

本学は情報リテラシーに関する科目をカリキュラムに設け、全学生を対象に情報リテラシー全般及び情報倫理について学生の皆さんに個人情報の保護および知的財産権の遵守を求めています。詳細は「情報リテラシー」テキストを確認して下さい。情報化社会にあつては法令を遵守し、責任ある行動が求められます。特に注意していただきたい点を記します。

1. 情報漏洩、破壊、改ざん等に関する情報セキュリティーについて
2. 知的財産権（著作権、産業財産権）について
3. 肖像権の侵害等を含め個人情報保護法について

上記著作権法については、第35条第1項（対面授業で使用する資料等の複製）及び第2項（対面授業同時中継の遠隔合同授業における公衆送信）で、使用する資料等について教育的使用の観点から無許諾・無償が認められていますが、2018（平成30）年の法改正により、オンデマンド授業およびスタジオ型のリアルタイム配信授業においては、使用する資料等の許諾を得ることが法律で規定されました。

遠隔授業等での特別な注意：

※担当教員の許可なく、授業内容を録音・録画し、それを公開することや授業で配布された資料等を再配布してはいけません。

つまり、許可なく録音・録画したり、配付資料を授業以外の用途で公衆に配信（たとえばSNS等）したりすることは法律で禁止されていますので格段の注意を求めます。情報倫理に違反する行為を行わないとともに、違反行為を発見した場合は下記まで連絡してください。

メディア情報課 [media\\_jimu@fukujo.ac.jp](mailto:media_jimu@fukujo.ac.jp)